

# 令和5年度学校法人会計基準研修会

## 令和5年度決算の留意点と 学校法人会計の基本的理解

令和6年2月27日

日本公認会計士協会東京会 学校法人委員会 オブザーバー  
双葉監査法人 代表社員 公認会計士 平塚 俊充

# 目 次

---

I. 令和5年度決算の留意点	3
II. 計算書類の科目別チェック	33
III. 学校法人会計の基本(収入)	55
IV. 学校法人会計基準改正の動向	69

# I . 令和5年度決算の留意点

# I . 令和5年度決算の留意点

---

## ▶ ポイント

1. 計算書類の小科目以外は省略不可…………… 5
2. 事業活動収支計算書の「基本金組入額合計」、「基本金取崩額」は省略不可……………15
3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意……………16
4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意……18
5. 補助金の会計処理に注意……………19

## I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

---

- 大科目及び貸借対照表の中科目は省略不可である。
  - 学校法人会計基準改正後の様式に則った科目設定を行うこと。
  - 大科目が0円の場合であっても科目の省略はできない。  
(会計システムの仕様は表示ができない理由にならない)
  - 法人で任意に小科目を設定する場合は、具体的な科目名を記載すること。
  - 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(資金収支計算書)

別表第一 資金収支計算書記載科目 (第10条関係)

収入の部		備 考
科 目		
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(事業活動収支計算書)

別表第二 事業活動収支計算書記載科目 (第19条関係)

科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金	授業料	聴講料、補講料等を含む。
	入学金	
	実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆科目の大・中・小(貸借対照表)

別表第三 貸借対照表記載科目 (第33条関係)

資産の部				
科		目		備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固定資産	有形固定資産	土地		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		建物		
		構築物		
		勘査研究田機具備品		
				煙木及び積形を含む。



# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## ◆ 基準の様式の(注)1 に

第一号様式 (第12条関係)

### 資 金 収 支 計 算 書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
<hr/>			
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

とあるで、省略できるのでは？

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 別表の(注)では、小科目については適当な科目を追加し、又は細分することができることとなっていますが、大科目についてはこのような注記はありません

## 別表第一 資金収支計算書

- (注) 1 **小科目については**、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

## 別表第二 事業活動収支計算書

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
- 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

## 別表第三 貸借対照表

- (注) 1 **小科目については** 適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- ◆ 「学校法人会計基準の改正に関する説明会」への質問回答集(平成26年2月 文部科学省)  
A9 より

「新基準」の別表と様式の「注」については以下のとおりです。

別表第2「事業活動収支計算書記載科目」の(注)1に定めるように、小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができますが、大科目については、様式で示しているもの以外の科目の設定は認めていません。

なお、第5号様式「事業活動収支計算書」の(注)1においては、「この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。」としていますが、別表第2と同じ趣旨に理解すべきで、この規定は小科目に関するのみ適用があると解しています。

また、会計処理の結果として、金額を計上する科目は小科目であり、大科目はその小科目の金額を集計するものであるという点からも、計上する科目ではない大科目は省略できないと解され、大科目は金額がなくても、省略できず、予算〇決算〇差異〇で表示することになります。

なお、この考え方は、今回の改正以降、第1号様式「資金収支計算書」の大科目及び第7号様式「貸借対照表」の大科目・中科目についても同様に統一することといたします。

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

- 固定資産明細表の様式に記載されている貸借対照表の中科目(有形固定資産、特定資産、その他の固定資産)は、計上すべき金額がなくても削除しないこと。小科目については計上すべき金額がない場合に省略する。

固定資産明細表

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何)引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
計							
合 計							

ここは中科目  
なので省略  
できません

ここは小科目なので、計上すべき金額  
がない場合に省略します  
(貸借対照表の表示に合わせます)

# I-1. 計算書類の小科目以外は省略不可

---

様式は原則として変えてはいけない



別表(注)で小科目だけ例外を認めている



小科目以外は変えてはいけない

・・・と考えると、次頁以降も理解しやすくなります



## I -3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

---

- 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表の作成は省略できるが、人件費支出内訳表の作成は省略できないことに注意すること。
- 内訳表を作成する場合は「1部門」と「総額」欄を記載すること。



# I-3. 単数の学校のみを設置している法人の内訳表の省略の可否に注意

資金収支計算書

科目
人件費支出
教員人件費支出
職員人件費支出
役員報酬支出
退職金支出
(何)

人件費支出内訳表

科目	部門	総額
	〇〇幼稚園	
教員人件費支出		
本務教員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務教員		
職員人件費支出		
本務職員		
本俸		
期末手当		
その他の手当		
所定福利費		
(何)		
兼務職員		
役員報酬支出		
退職金支出		
教員		
職員		
(何)		
計		

これだけ情報量の違いがあるので作成の省略はできません

◆ 同じ金額になるのに？

(注)に部門のことしか指示されていませので、金額が同じでも省略できません

**要注意！**

資金収支計算書では**役員報酬支出**は小科目なので省略可能ですが、この表には科目省略可という記載がありませんので  
**省略できません**

(注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

## I-4. 幼児教育・保育の無償化の会計処理に注意

---

- 令和2年1月20日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について」を参照し、処理を行うこと。
- 令和5年度から償還払いから代理受領に切り替わった自治体に私学助成園を設置する法人の場合、特に留意すること。

## I -5. 補助金の会計処理に注意

---

- 補助金の交付が翌年度であっても交付決定が年度内であれば、当該年度の収入(未収入金)として処理すること。
- 学校別に交付されている補助金については、それぞれの学校に対する補助金として確定された額を当該部門に収入計上すること。
- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。
- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

# I-5. 補助金の会計処理に注意

- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

## 資金収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部				
科	目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				

補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				

# I-5. 補助金の会計処理に注意

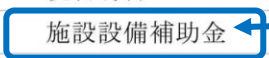
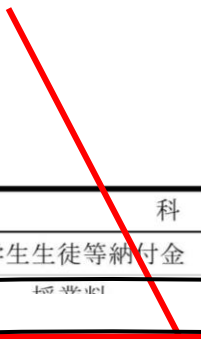
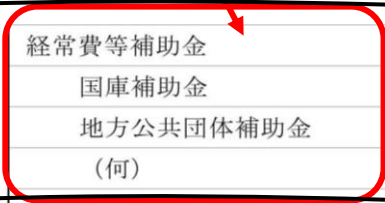
- 国庫補助金、都補助金、東京都私学財団補助金、道府県及び区市補助金等を適正に区別して計上すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金			
教育活動収支	ハの部	経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		(何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
		特別収入計			
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			



ここは1本です

## I -5. 補助金の会計処理に注意

- 道府県、区市町村からの補助金については「〇〇〇県補助金収入」「〇〇〇区補助金収入」など、地方公共団体名を付した科目を設定し、計上する。

学校法人会計基準の処理標準(記載科目)の改正等について(通知)最終改正 平成 27 年 1 月 30 日 26 生私行第 3111 号

資金収支計算書記載科目

補助金収入 …………… 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。

国庫補助金収入 …………… 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

都補助金収入

東京都私学財団補助金収入

〇〇〇補助金収入 …………… 道府県、区市町村からの補助金があれば、その地方公共団体名を付して記載する。

事業活動 収支計算書記載科目

経常費等補助金 …………… 施設設備補助金以外の補助金をいう。

国庫補助金

都補助金

東京都私学財団補助金

〇〇〇補助金

- ただし、処理標準の留意事項には「小科目については、原則として処理標準に示す科目を使用するものとするが、必要に応じて学校法人において適切な科目を設定し、処理してよいこと。」とありますので、処理標準以外の小科目設定が認められていないということではありません。

# I-5. 補助金の会計処理に注意

- 事業活動収支計算書における教育活動収支と特別収支の区分に留意すること。

事業活動収支計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	ハの部	学生生徒等納付金			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金 (何)			
特別収支	業活動収入の部	その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		(何)			
	特別収入計				
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額			

この区分のこと  
です

# I -5. 補助金の会計処理に注意

## ◆ 教育活動収支と特別収支の区分の基本的な考え方

資金収支計書

補助金収入
国庫補助金収入
地方公共団体補助金収入

施設設備  
以外

事業活動収支計算書

教育活動収支/事業活動収入

経常費等補助金

広い

国庫補助金

地方公共団体補助金

※施設設備にもそれ以外にも使えれば  
「経常費等補助金」

特別収支/事業活動収入

その他の特別収入

施設設備補助金

狭い

※施設設備にしか使えないものだけが  
「施設設備補助金」

施設設備のみ使用可



# I-5. 補助金の会計処理に注意

## ◆ 教育活動収支と特別収支の区分の例

### ① 校舎建て替え時等の利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

### ② 経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

### ③ 経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

### ④ GP (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

※大学等が実施する教育改革の取組の中から選ばれた優れた取組「Good Practice」を「GP」と呼びます

【出典】

学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針(学校法人委員会実務指針第45号)平成26年1月14日 日本公認会計士協会 2-3 補助金の区分

## I-5. 補助金の会計処理に注意

---

- ◆ 国庫補助金に注意してください
  - ✓ 国庫の補助金でも都知事名で交付決定通知書が届くことがあります。
  - ✓ 「文部科学大臣から次のとおり交付することに決定されたので」といった文言があったら「国庫補助金」になります。
- ◆ 下記のURL(東京都生活文化スポーツ局 学校法人会計)に令和5年度の補助金計上区分が掲載される予定ですので、必ず最新版を確認してください

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/0000000772.html>



# I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和5年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金(私学部)	1	産業・理科教育施設設備整備費補助金(理振)	経常費等	
		産業・理科教育施設設備整備費補助金(産振)	施設	
	2	園務改善のためのICT化支援事業補助金	施設	
	3	私立幼稚園等環境整備費補助	経常費等	
	4	私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助	経常費等	
	5	私立幼稚園教育振興事業費補助金	経常費等	
	6	私立特別支援学校等経常費補助金	経常費等	
	7	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	経常費等	
	8	私立通信制高等学校経常費補助金	経常費等	
	9	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	経常費等	
	10	私立幼稚園等特色教育等推進補助	経常費等	
11	私立高等学校都内生就学促進補助	経常費等		

# I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和5年度補助金名称	区分	備考
東京都補助金(私学部)	12	私立幼稚園預かり保育推進補助	経常費等	
	13	私立高等学校等就学支援金学校事務費補助	経常費等	
	14	私立学校安全対策促進事業費補助	施設	
	15	私立学校送迎バス等安全対策支援事業費補助	経常費等	新規
	16	認定こども園等の業務体制への支援事業補助金	経常費等	補助金名称変更※
	17	私立学校運動場芝生化事業補助金	施設	
	18	私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金	経常費等	
	19	私立専修学校教育振興費補助	経常費等	
	20	私立専修学校特別支援教育事業費補助金	経常費等	
	21	私立専修学校職業実践専門課程推進補助	経常費等	
	22	私立専修学校教育環境整備費補助金(評価促進)	経常費等	
	23	私立外国人学校教育運営費補助金	経常費等	

※ (旧)認定こども園への円滑な移行のための準備支援事業補助金

# I -5. 補助金の会計処理に注意

		令和5年度補助金名称	区分	備考
都 (産労局)	24	保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト事業のみ)	経常費等	
		保育園等による木育活動の支援事業費補助金 (ソフト・ハード両方の補助を受けた場合)	施設	
東京都私学財団助成金	1	私立専修学校等耐震化事業費助成金	施設	
	2	私立学校非構造部材耐震対策工事費助成金	施設	
	3	私立専修学校教育環境整備費助成金	施設	
	4	私立学校デジタル教育環境整備費助成金	施設	
	5	私立学校体育館空調設備新規導入費助成金	施設	
	6	私立学校省エネ設備等導入事業費助成金	施設	
	7	私立学校災害時対応環境整備費助成金	経常費等	新規
	8	私立高等学校新入生端末整備費助成金	経常費等	
	9	私立学校外国語指導助手活用事業費助成金	経常費等	

# I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和5年度補助金名称	区分	備考
東京都私学財団助成金	10	私立高等学校外部検定試験料助成金	経常費等	
	11	私立学校教育研究助成金	経常費等	
	12	私立学校教員海外派遣研修事業費助成金	経常費等	
	13	私立高等学校等授業料軽減助成金	経常費等	
	14	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費助成金	経常費等	
	15	私立学校授業目的公衆送信補償金助成金	経常費等	新規
国庫補助金	1	学校保健特別対策事業費補助金	経常費等	
	2	私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校等施設高機能化整備費)	施設	
	3	私立学校施設整備費補助金 (学校体育諸施設補助)	施設	
	4	私立学校施設整備費補助金 (私立高等学校産業教育施設整備費)	施設	
	5	私立学校施設整備費補助金 (学校給食施設整備費)	施設	

# I-5. 補助金の会計処理に注意

		令和5年度補助金名称	区分	備考
国庫補助金	6	私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費)	施設	
	7	学校教育設備整備費等補助金 (高等学校産業教育設備整備費)	施設	
	8	学校教育設備整備費等補助金 (理科教育設備整備費等)	経常費等	
	9	学校教育設備整備費等補助金 (特別支援教育設備整備費等)	施設	
	10	私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金	施設	
	11	私立大学等研究設備整備費等補助金 (私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費)	施設	
	12	私立学校情報機器整備費補助金	施設	
	13	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(特別支援教育分))	経常費等	
	14	私立大学等経常費補助金 (私立高等学校等経常費補助(広域通信制課程分))	経常費等	
	15	私立学校建物其他災害復旧費補助金 (応急仮設校舎等整備事業)	施設	
16	教育支援体制整備事業費交付金(幼稚園の教育体制支援事業)	経常費等		

# I-5. 補助金の会計処理に注意

## 【国庫補助金決定通知の例】

学第

令和〇年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等  
ICT教育設備整備推進事業費）交付決定通知書

学校法人 ○○○○

○○○○小学校

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度私立大学等研究設備整備費補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年1月4日付け3文科高第 号をもって、**文部科学大臣から**次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

□□ 知事 □□□□



## Ⅱ．計算書類の科目別チェック

**【出典】**

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会



# 科目別のチェックリスト(例)

科目	項目	金額	項目	金額	判定		
1	現金預金	B/S 本年度末残高	資/収 翌年度繰越支払資金				
		B/S 前年度末残高	資/収 前年度繰越支払資金				
2	未収入金 (1) 純額方式  (注)引当金を超過する徴収不能額が発生した場合は当該金額を右側に追記する	B/S 前年度末残高	B/S 本年度末残高				
		資/収 期末未収入金 (調整 a/c)	資/収 前期末未収入金収入				
			事/収 徴収不能引当金繰入額				
			計	計			
			B/S 前年度末残高	B/S 本年度末残高			
			資/収 期末未収入金 (調整 a/c)	資/収 前期末未収入金収入			
				事/収 徴収不能引当金繰入額			
			B/S 徴収不能引当金 本年度末残高	B/S 徴収不能引当金 前年度末残高			
			計	計			
			B/S 前年度末残高	B/S 本年度末残高			
(2) 総額方式  (注)前記(1) (注)に同じ	B/S 前年度末残高	資/収 期末未収入金 (調整 a/c)	B/S 本年度末残高	資/収 前期末未収入金収入			
						B/S 徴収不能引当金 本年度末残高	B/S 徴収不能引当金 前年度末残高
						B/S 前年度末残高	B/S 本年度末残高
(3) 引当金がなく 徴収不能額が発生した場合	B/S 前年度末残高	資/収 期末未収入金 (調整 a/c)	B/S 本年度末残高	資/収 前期末未収入金収入			
						B/S 徴収不能引当金 本年度末残高	B/S 徴収不能引当金 前年度末残高
						B/S 前年度末残高	B/S 本年度末残高

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-1. 現金預金

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 本年度末残高		資/収 翌年度繰越支払資金		
B/S 前年度末残高		資/収 前年度繰越支払資金		

B/S:貸借対照表、資/収:資金収支計算書

それぞれの金額が一致しているか？

### ポイント

- ✓ 会計システムでB/Sの金額を資/収の翌年度繰越支払資金とリンクさせている場合は、仮に資/収の収入合計と支出合計が不一致でも、上記は必ず一致します
- ✓ 上記とは別に、資/収の収入合計と支出合計が一致していることを確認してください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高		B/S 本年度末残高		
資/収 期末未収入金 (調整a/c)		資/収 前期末未収入金収入		
		事/収 徴収不能引当金繰入額		
		事/収 徴収不能額 ※引当金を超過する徴収不能額が発生した場合		
計		計		

合計金額が一致しているか？  
項目が整合しているか？

事/収:事業活動収支計算書

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(簡単な例)

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	100	残高は期末に計上したものだけ
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	120	前期末残高は全て回収
		事/収 徴収不能引当金繰入額	0	
		事/収 徴収不能額 ※引当金を超過する徴収不能額が発生した場合	0	
計	220	計	220	○

合計金額が一致しているか？  
項目が整合しているか？

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(純額方式)

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	115	B/S 本年度末残高	90	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	113	
		事/収 徴収不能引当金繰入額	10	
		事/収 徴収不能額 ※引当金を超過する徴収不能額が発生した場合	2	
計	215	計	215	○

徴収不能が2出た

徴収不能見込が10ある

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(総額方式)

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	100	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	113	前期末残高のうち 113が回収された
		事/収 徴収不能引当金繰入額	10	徴収不能見込 が10ある
		事/収 徴収不能額 ※引当金を超過する徴収不能額が発生した場合	2	徴収不能 が2出た
B/S 徴収不能引当金 本年度末残高	10	B/S 徴収不能引当金 前年度末残高	5	前期に引き 当てた5が 徴収不能 になった
計	230	計	230	○

※ 総額法の場合は滞留等がなければ基本的に一致します

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(引当金がなく徴収不能額が発生)

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	100	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	113	
		事/収 徴収不能額	7	
計	220	計	220	○

徴収不能額が7出た

### 【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会



## Ⅱ-2. 未収入金(合計不一致のケース)

前期末に未収入金5を過大計上して、当期に過年度修正処理した

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	100	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	115	
計	220	計	215	×

右側に過年度修正の金額を入れれば一致します



項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	100	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	115	
		事/収 過年度修正	5	
計	220	計	220	○

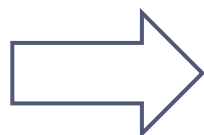
【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(項目不一致のケース①)

立替金の回収5を誤って前期末未収入金収入で処理した  
(B/S 前年度末残高を超えて前期末未収入金収入で処理)

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	95	前期に計上していないのに前期末残高から回収されたことになっているものが5ある
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	125	
計	220	計	220	



一致するが、おかしいので  
修正が必要

	借方		貸方	
資金収支	前期末未収入金収入	5	立替金回収収入	5
総勘定	未収入金	5	立替金	5

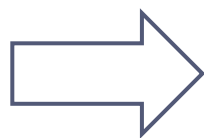
【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-2. 未収入金(項目不一致のケース②)

長期の未収5がある

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高	120	B/S 本年度末残高	105	
資/収 期末未収入金 (調整a/c)	100	資/収 前期末未収入金収入	115	前期の未収入金で5だけ回収されていないものがある
計	220	計	220	○



異常でなければ修正不要  
(ただし、回収可能性の検討は必要)

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-3. 前払金

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 前年度末残高		B/S 本年度末残高		
資/収 前払金支払支出		資/収 前期末前払金 (調整a/c)		
計		計		

合計金額が一致しているか？  
項目が整合しているか？

### ポイント

- ✓ 次のような場合には不一致になります
  - 前期に前払金を過大計上して、当期に過年度修正処理した  
(右側に過年度修正の金額を入れれば一致します)
  - B/S 前年度末残高を超えて前期末前払金で処理した  
(この場合は資/収 前払金支払支出 > B/S 本年度末残高となります ⇒ 要修正)
- ✓ 次のような場合には長期の前払があるか、支出への振替漏れの可能性があります
  - B/S 前年度末残高 > 資/収 前期末前払金
  - 資/収 前払金支払支出 < B/S 本年度末残高

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト  
(学校法人委員会研修報告第8号)

最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-4. 前受金

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 本年度末残高		B/S 前年度末残高		
資/収 前期末前受金 (調整a/c)		資/収 前受金収入		
計		計		

合計金額が一致しているか？  
項目が整合しているか？

### ポイント

- ✓ 次のような場合には不一致になります
  - 前期に前受金を過大計上して、当期に過年度修正処理した  
(左側に過年度修正の金額を入れれば一致します)
  - B/S 前年度末残高を超えて前期末前受金で処理した  
(この場合は資/収 前受金収入 > B/S 本年度末残高となります)
- ✓ 次のような場合には長期の前受があるか、収入への振替漏れの可能性があります
  - B/S 本年度末残高 > 資/収 前受金収入
  - 資/収 前期末前受金 < B/S 前年度末残高

【出典】  
計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別の  
チェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-5. 未払金

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 本年度末残高(長期)		B/S 前年度末残高(長期)		
B/S 本年度末残高(短期)		B/S 前年度末残高(短期)		
資/収 前期末未払金支払支出		資/収 期末未払金 (調整a/c)		
計		計		

合計金額が一致しているか？  
項目が整合しているか？

### ポイント

- ✓ 次のような場合には不一致になります
  - 前期に未払金を過大計上して、当期に過年度修正処理した  
(左側に過年度修正の金額を入れれば一致します)
  - B/S 前年度末残高を超えて前期末未払金支払支出で処理した  
(この場合は資/収 期末未払金 > B/S 本年度末残高となります ⇒ 要修正)
- ✓ 資/収 前期末未払金支払支出 < B/S 前年度末残高(短期) の場合は、支払われていない短期未払金が考えられます

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-6. 減価償却累計額

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 脚注又は資産控除 による減価償却累計額		固/明 減価償却額の累計額		

固/明: 固定資産明細表

金額が一致しているか？

ポイント


- ✓ 決算を修正したが、一方は修正し、他方は修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 両方とも修正していない場合は、誤った金額のまま一致してしまいます

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-7. 固定資産

項目	金額	項目	金額	判定
固/明 期末残高欄合計		B/S 本年度末固定資産合計		
		B/S 脚注減価償却額の 累計額の合計		
計		計		



合計金額が一致しているか？

### ポイント

- ✓ 決算を修正したが、固/明とB/S脚注の一方または両方を修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ B/S 本年度末固定資産合計と固/明 差引期末残高が一致していれば、固/明が正しいと考えられます。

上記やP.47のような注記は、仕訳と連動しないので、気を付けてください！

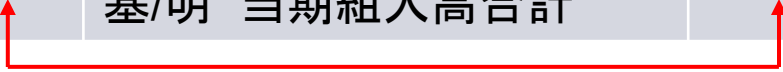
【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会



## Ⅱ-8. 基本金組入額

項目	金額	項目	金額	判定
事/収 基本金組入額合計		基/明 当期組入高合計		



基/明: 基本金明細表

金額が一致しているか？

ポイント

- ✓ 決算を修正したが、基/明を修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 基/明は仕訳と連動しないので、気を付けてください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-9. 基本金未組入額

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 脚注の未組入高		基/明 未組入高当期末残高		



金額が一致しているか？

ポイント

- ✓ 決算を修正したが、一方は修正し、他方は修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 両方とも修正していない場合は、誤った金額のまま一致してしまいます
- ✓ これも仕訳と連動しないので、気を付けてください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-10. 基本金取崩額

項目	金額	項目	金額	判定
事/収 基本金取崩額		基/明 当期取崩高合計		



金額が一致しているか？

ポイント

- ✓ 決算を修正したが、基/明を修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 基/明は仕訳と連動しないので、気を付けてください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-11. 第2号基本金

項目	金額	項目	金額	判定
固/明 第2号基本金 特定資産額		基/明 第2号基本金 当期末残高		



金額が一致しているか？

ポイント

- ✓ 決算を修正したが、一方は修正し、他方は修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 両方とも修正していない場合は、誤った金額のまま一致してしまいます
- ✓ 基仕訳と連動しないので、気を付けてください
- ✓ **B/S** 第2号基本金本年度末残高と第2号基本金特定資産本年度末残高が一致していることも確認してください
- ✓ **B/S** 第2号基本金特定資産本年度末残高と**固/明** 第2号基本金特定資産が一致していることも確かめてください
- ✓ **B/S** 第2号基本金本年度末残高と**基/明** 第2号基本金当期末残高が一致していることも確かめてください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-12. 第3号基本金

項目	金額	項目	金額	判定
固/明 第3号基本金 特定資産額		基/明 第3号基本金 当期末残高		



金額が一致しているか？

ポイント

- ✓ 決算を修正したが、一方は修正し、他方は修正していないといった場合は不一致になります
- ✓ 両方とも修正していない場合は、誤った金額のまま一致してしまいます
- ✓ 基仕訳と連動しないので、気を付けてください
- ✓ **B/S** 第3号基本金本年度末残高と第3号基本金特定資産本年度末残高が一致していることを確認してください
- ✓ **B/S** 第3号基本金特定資産本年度末残高と**固/明** 第3号基本金特定資産が一致していることを確かめてください
- ✓ **B/S** 第3号基本金本年度末残高と**基/明** 第3号基本金当期末残高が一致していることを確かめてください

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅱ-13. 繰越収支差額

項目	金額	項目	金額	判定
B/S 翌年度繰越収支差額		事/収 翌年度繰越収支差額		

金額が一致しているか？

(通常は一致します)

【出典】

計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト(学校法人委員会研修報告第8号)  
最終改正平成28年1月13日 日本公認会計士協会

## Ⅲ. 学校法人会計の基本(収入)



## Ⅲ. 学校法人会計の基本(収入)

---

### ▶ ポイント

1. 授業料等の減免 ..... 57
2. 補助金と寄付金 ..... 61
3. 寄付金の計上時期 ..... 65



## Ⅲ-1. 授業料等の減免(その1)

---

### 学校法人が行う授業料等の減免

- ✓ 減免額控除前の金額を学生生徒納付金収入に計上(総額主義)
- ✓ 減免額は減免の理由に応じて計上

Ex. 成績優秀者等に対する減免⇒奨学費支出

教職員の子弟に対する減免⇒人件費支出

【出典】

学校法人委員会報告第30号「授業料等の減免に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」  
改正平成27年10月7日 日本公認会計士協会

---

## Ⅲ-1. 授業料等の減免(その2)

---

### 地方公共団体が助成金を通して行う授業料の軽減

- ✓ 補助金収入を計上し、授業料収入を減額
- ✓ 学校法人が行う授業料等の減免とは異なり、学校法人に対して助成金が交付されているため、学納金収入ではなく補助金収入とする

#### 【出典】

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」平成27年10月7日  
日本公認会計士協会

学校法人会計問答集(Q&A)第1号「授業料等の減免に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」最終改正平成9年3月24日 日本公認会計士協会

---

## Ⅲ-1. 授業料等の減免(その3-1)

### 私立高等学校等授業料軽減助成金(東京都私学財団)

- ✓ 令和5年度から学校法人への振込後に振替を行う手続は廃止
- ✓ 会計処理は行わなければなりません(P.58参照)

#### (以前の会計処理)

例) 既納の授業料: 100 軽減額: 30 → この軽減額30を授業料に充当し、既納の授業料を保護者等に還付する。

#### ○ 収入

預 金	100	授業料収入	100
預 金	30	都私学財団補助金収入	30
授業料収入	30	預 金	30

#### ○ 収支計算書

大 科 目	小 科 目	金 額
学生生徒納付金収入	授 業 料 収 入	70
補 助 金 収 入	都私学財団補助金収入	30

# Ⅲ-1. 授業料等の減免(その3-2)

(令和5年度からの会計処理)

授業料軽減に関する会計処理は、次のとおりです。

(1) 滞納がない場合

授業料：100 既納の授業料：100 軽減額：30 →財団から直接保護者に振込み。

○ 収入

預 金	100	授業料収入	100
※ 授業料収入	30	都私学財団補助金収入	30

(2) 学校に滞納分を振り込む場合

授業料：100 既納の授業料：80 滞納額：20 軽減額：30

→軽減額20を授業料滞納額に充当、軽減額10を直接申請者に振込み。

○ 収入

(申請者→学校)	預 金	80	授業料収入	80
(財団→学校)	預 金	20	都私学財団補助金収入	20
(財団→保護者)	※ 授業料収入	10	都私学財団補助金収入	10

(軽減額10を直接保護者に振込)

○ 収支計算書((1)、(2)とも)

※ 入金がないので、交付決定通知書のタイミングで処理

大 科 目	小 科 目	金 額
学生生徒納付金収入	授 業 料 収 入	70
補 助 金 収 入	都私学財団補助金収入	30

## Ⅲ-2. 補助金と寄付金(その1)

---

### 実務指針第39号の補助金、寄付金

補助金収入: 国又は地方公共団体からの助成金のほか、国又は地方公共団体からの資金を原資とする間接的助成金である日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む

寄付金収入: 補助金収入に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成(雑収入として処理された祝い金等を除く)

#### 【出典】

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する実務指針」改正平成27年10月7日  
日本公認会計士協会

---

## Ⅲ-2. 補助金と寄付金(その2)

### 研究報告第31号の補助金、寄付金

補助金収入:国又は地方公共団体からの助成金をいい、日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金(国又は地方公共団体からの資金を原資とする間接的助成金)を含む

寄付金収入:金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入とならないもの

学校法人の募集に応じて任意に寄贈されたり、寄付者から自発的に寄贈されたもの

(参考)一般的に雑収入で処理される周年記念事業やその他の各種行事の際に受け入れる祝い金は、社会慣行としてなされる交際費的性格を持つもの

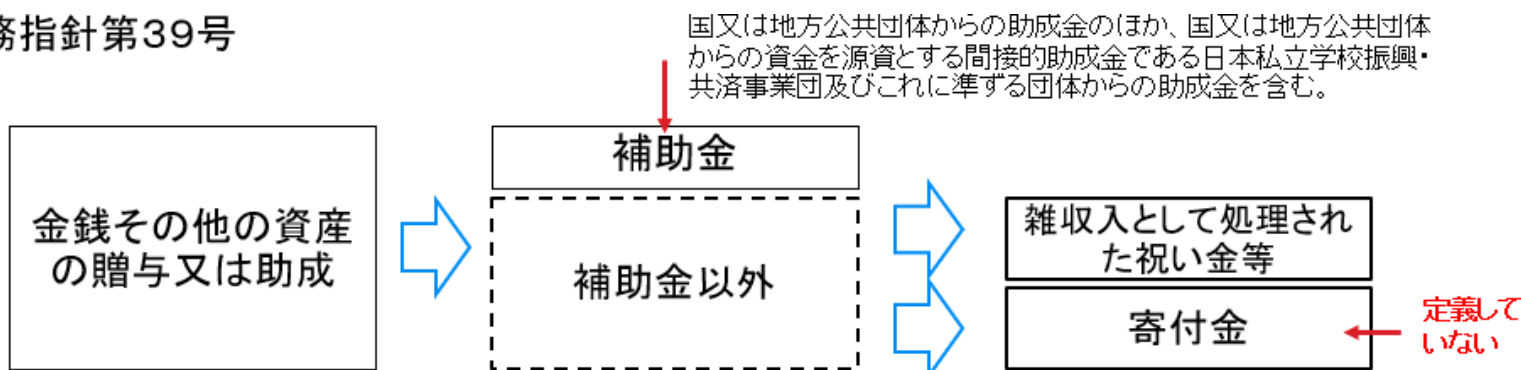
#### 【出典】

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」平成27年10月7日

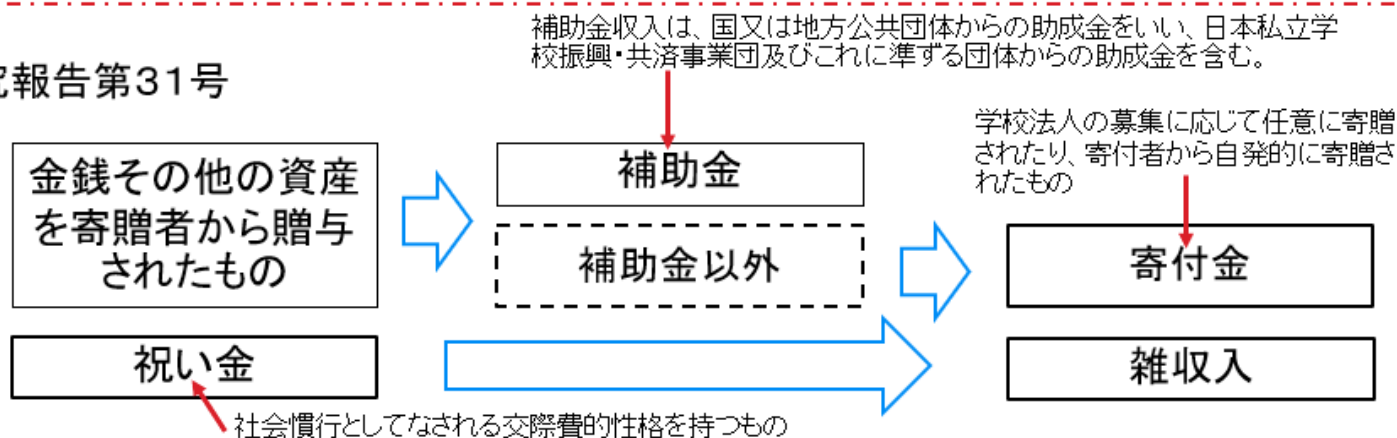
## Ⅲ-2. 補助金と寄付金(その3)

### 2つの比較

#### 実務指針第39号



#### 研究報告第31号



【出典】

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する実務指針」改正平成27年10月7日

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」平成27年10月7日

日本公認会計士協会

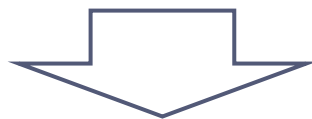
## Ⅲ-2. 補助金と寄付金(その4)

---

独立行政法人日本学生支援機構「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の助成金の処理

寄付金とする考え方: 補助金以外は寄付金とする実務指針のをそのまま当てはめる

雑収入とする考え方: 学校法人が自ら募集を行っておらず、機構も寄付金ではないとしており、また、申請して助成金を受けるものなので寄付金には該当しない



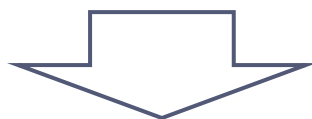
現状の整理の仕方では、どちらが正しいともいえません



## Ⅲ-3. 寄付金の計上時期(その1)

### 実務指針第39号

- ✓ 寄付金品の受領日の属する年度
- ✓ 申込があっても寄付金品を受領するまでは未収入による計上は不可
- ✓ ただし、翌年度入学予定の学生生徒等に係る寄付金(※)は、受領年度においては前受金収入とし、翌年度の事業活動収入とすることができるが、所轄庁の指示がある場合に限られるものとする



取扱①

※大学については文部の通知で、翌年度入学予定者の寄付金の募集開始時期は入学後とされています

【出典】

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する実務指針」改正平成27年10月7日

## Ⅲ-3. 寄付金の計上時期(その2)

### 研究報告第31号

- ✓ 原則として寄付金品の受領日の属する年度
- ✓ 翌年度入学予定者の学生生徒等に係る寄付金の収受が4月より前の場合、入学者は4月から在籍することになるため、例外的に、収受年度においては前受金収入としておき翌年度に事業活動収入とすることもできるが、いずれの年度の収入に計上するかは学校法人の選択に委ねられていることから、会計処理の継続性については特に留意する



取扱②

【出典】

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」改正平成27年10月7日

### Ⅲ-3. 寄付金の計上時期(その3)

#### 翌年度入学予定者の寄付金に関する取扱いの比較

	取扱① 実務指針第39号	取扱② 研究報告第31号
原則	受領日の属する年度	受領日の属する年度
容認(できる)	前受処理	前受処理
容認の条件	所轄庁の指示がある 場合に限る	なし(学校法人の選択 に委ねられているが、 処理の継続性に留意)

東京都では特段の  
指示なし

【出典】

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する実務指針」改正平成27年10月7日

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項」改正平成27年10月7日

### Ⅲ-3. 寄付金の計上時期(その4)

---

- 東京都では、寄付金の募集開始が入学手続後であれば、翌年度入学予定者から寄付金を受入れること自体に問題はありません
- 問題は会計処理として、受入れた年度に計上するか、前受としておいて入学年度に計上するかという点です
- 実務指針が本来の取扱いなので、前受計上する余地はないこととなりますが(取扱①)、研究報告を根拠に継続的に前受処理(取扱②)を行っている法人もあります
- 今後、実務指針や研究報告の改訂に留意してください

## IV. 学校法人会計基準改正の動向

※本資料は、学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書(令和6年1月31日)及び配布資料の主だった内容のみを要約したものです。原文は下記の文部科学省HPをご覧ください。



[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/126/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/126/index.html)

## IV. 学校法人会計基準改正の動向

---

### ▶ ポイント

1. 考え方	71
2. 情報開示	72
3. 全体の概要	73
4. 提出書類等	74
5. 計算書類・附属明細書の体系	76
6. 附属明細書の内容	77
7. 注記事項	79
8. セグメント情報	80
9. 子法人の注記	85
10. 財産目録	86
11. 会計基準の特例	87
12. 施行時期	89
13. スケジュール	90

## IV-1. 考え方

### ■ 現行の学校法人会計基準

国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が適正な会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により定められた

### ■ 令和5年度改正私立学校法

- ✓ ガバナンス強化の観点から、学校法人会計基準の根拠が改正私立学校法に位置づけられる
- ✓ ステークホルダー(※)への情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となった
- ✓ 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)に対しても、学校法人会計基準が適用

### ■ 学校法人会計基準の在り方に関する検討会

- ✓ 令和5年6月以降、全9回にわたって検討が行われた
- ✓ 令和7年度決算からの適用を前提とするため、改正内容は、改正後の私立学校法の施行のために最低限必要な内容とした

※【改正私立学校法が想定するステークホルダーの例(太字は従来の「利害関係人」)】

**学生・生徒・児童・幼児**(「学生等」という。以下同じ。)**・保護者等**、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、債権者、寄付者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

【出典】

## IV-2. 情報開示

	文部科学大臣所轄学校法人等			その他の学校法人		
	備置き (※1)	閲覧 (※2)	公表	備置き (※1)	閲覧 (※3)	公表
計算書類	○	○	○	○	△	努力義務
事業報告書	○	○	○	○	△	努力義務
附属明細書	○	○	○	○	△	努力義務
監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
会計監査報告	○	○	○	○	△	努力義務
財産目録	○	○	○	○	△	努力義務

※1 定時評議員会の日の一週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く(改正 私立学校法第 106 条第 1 項)

従たる事務所には、写しを3年間備え置く(改正私立学校法第106条第2項)

ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省令で定めるものを行っている場合を除く

※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(改正私立学校法第106条第3項1号～3号、同第149条第1項)

※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等(改正 私立学校法 第106条第3項1号～3号)を行うことができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。(改正私立学校法第106条第3項、第4項)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P6



# IV-3. 全体の概要

参考資料 1

## 計算関係書類の体系イメージ

**ポイント**

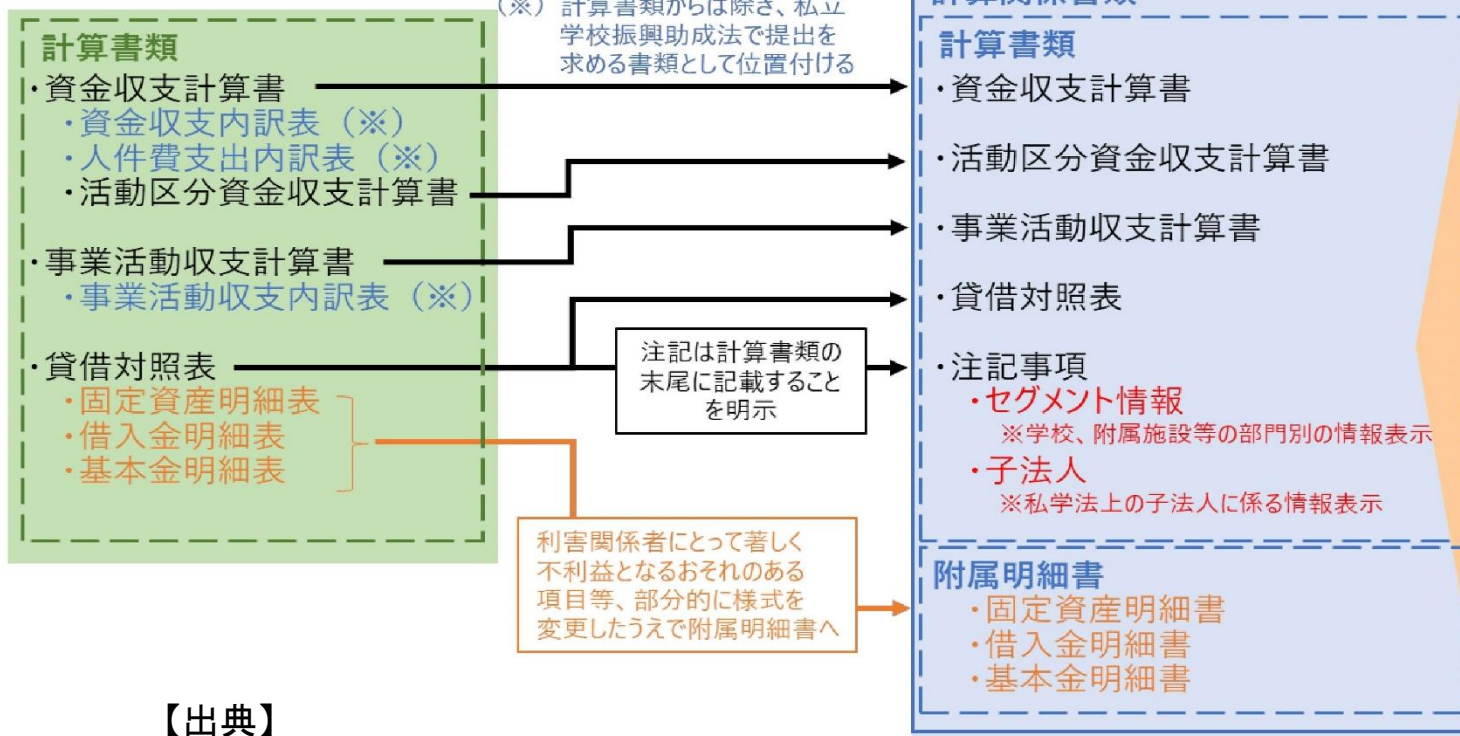
- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。

### 現会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

### 新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的



※計算関係書類は全て備置き・閲覧の対象となる(私立学校法) また、全てインターネットによる公表(★1)の対象とする方向(施行規則)

※計算関係書類は全て会計監査人監査(★2)の対象とする方向(施行規則)

★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務

★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.38

# IV-4. 提出書類等(その1)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 第8回資料4 P.4

## 監査の対象書類整理表 (案)

私学法上の所轄・機関設計	大臣所轄学校法人等 会計監査人必置：会計監査→監事監査 (私学法144 I)	その他の学校法人(知事所轄) 会計監査人の設置は任意	
		会計監査人任意設置：会計監査→監事監査 (私学法18 II)	会計監査人非設置：監事監査のみ (私学法18 I)
私学助成なし	<b>ケース1</b> <b>私学法監査※1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	<b>ケース2</b> <b>私学法監査※1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条	会計監査人による私学法監査なし  ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける
私学助成あり	<b>ケース3</b> <b>私学法監査※1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条  <b>助成法監査※1</b> ・内訳表に関する監査※2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条	<b>ケース4</b> <b>私学法監査※1</b> ・計算書類及び附属明細書監査 私学法第104条2項 ・財産目録監査 私学法86条、私学法施行規則案42条  <b>助成法監査※1</b> ・内訳表に関する監査※2 私学法附則第19条 →助成法第14条4項 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)	<b>ケース5</b> 会計監査人による私学法監査なし ※計算書類及び附属明細書、 財産目録は監事監査を受ける  <b>助成法監査※1</b> ・計算書類及び附属明細書監査※3 私学法附則第19条 →助成法第14条2項、3項 ・内訳表に関する監査※2 助成法施行規則案第2条 (+α：都道府県の判断による)

※1 この表における表記の意義は以下のとおり

私学法監査：私学法に基づき「会計監査人」が実施する監査（「会計監査人」は、私学法が定める機関のひとつ。）

助成法監査：助成法に基づき「公認会計士または監査法人」が実施する監査

※2 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない旨を規定予定。

なお、現行、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものとされる。

（「私立学校振興助成法等の施行について（昭和51年4月8日文管振第153号 文部事務次官達）」）

※3 補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、監査不要（助成法第14条2項）

# IV-4. 提出書類等(その2)

【出典】  
学校法人会計基準の在り方に関する検討会 第8回資料4 P.8

## 私立学校振興助成法に基づく提出書類等について (案)

会計監査人設置法人で  
私学助成を受けている法人

ケース3  
ケース4

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

助

④会計監査報告書※1

私

( ⑤財産目録

私 )

会計監査人非設置で  
私学助成を受けている法人

ケース5

①計算書類

- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
- ・貸借対照表

私



②附属明細書

私



③収支予算書

助

④①②についての公認会計士等  
による監査報告※2、3

助

上記書類の提出にあたり添付を求める書類※4  
(計算書類とは位置付けない)

- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての  
公認会計士等による監査報告※2

助

助

助

助



- ・資金収支内訳表
- ・人件費支出内訳表
- ・事業活動収支内訳表
- ・人件費支出内訳表についての  
公認会計士等による監査報告※2、3

助

助

助

助



私 私学法が作成根拠      助 助成法が作成根拠

★ 会計監査人による監査 (私学法) の監査対象      ★ 公認会計士等による監査 (助成法) の監査対象

黒字：法人作成書類  
青字：監査主体作成書類

※1 監査の詳細は私学法施行規則で規定予定  
※2 私学助成法監査の詳細は私学助成法施行規則 (新設) 等で規定予定  
※3 監査報告書は一体で作成される  
※4 私学助成法施行規則で規定予定

## IV-5. 計算書類・附属明細書の体系

---

### 計算書類

- 資金収支計算書
- 活動区分資金収支計算書
- 事業活動収支計算書
- 貸借対照表
- 附属明細書
  - ・ 固定資産明細書
  - ・ 借入金明細書
  - ・ 基本金明細書

内訳表(資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支内訳表)は計算書類からは除き(助成法では作成※)、部門別の情報としてセグメント情報を注記

- ※ 学校法人会計基準改正の話は、私学法で情報開示の対象となる書類の話が中心なので、私学助成法で作成が必要な書類の話と混同しないようにお気を付けください  
⇒必ずしも「計算書類から除く」から「作らなくてよくなった」ということではありません  
(P.75参照)

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する  
検討会 報告書 P.9

## IV-6. 附属明細書の内容(その1)

---

### ■ 固定資産明細書

増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする

### ■ 借入金明細書

- 借入先については、金融機関の種類(ex.公的金融機関、市中金融機関、その他)とし、個別の金融機関名を開示しない
- 記載項目については、期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要(資金用途等)とする

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13

---

## IV-6. 附属明細書の内容(その2)

---

### ■ 基本金明細書

- 第1号基本金について、増減項目を簡素化 学校法人合計での「土地」「建物」「構築物」等の貸借対照表の小科目項目とし、その詳細について記載することまでは求めない
- 第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金については現行のままとする
- 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示するため、基本金各号ごとに、「組入対象額」と「取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額(又は当期取崩額)」を記載する様式とする
- 第2号基本金の組入れに係る計画表及び第3号基本金の組入れに係る計画表については、明細書として作成を要しないこととする(理事会決定情報等の内部情報が記載されるため、そのまま開示されると法人運営上不利益が生じるおそれがあるため)

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.13、16

## IV-7. 注記事項

---

- 「注記」の節を設け、計算書類の末尾に記載することを明示
- 貸借対照表の様式から脚注を削除
- 注記すべき項目として以下の内容を追加もしくは明記
  - セグメント(部門別)の情報
  - 子法人
  - 重要な偶発債務
  - 関連当事者との取引の内容に関する事項
  - 重要な後発事象

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.17

## IV-8. セグメント情報(その1)

---

### ■ セグメント区分

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示
- ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
  - ① 私立大学(短期大学を含む)、私立高等専門学校
  - ② ①以外の私立学校(高等学校、中学校、小学校、幼稚園)、私立専修学校及び私立各種学校
  - ③ 病院
  - ④ その他(学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通)

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18



## IV-8. セグメント情報(その2)

### ■ 配分基準

- 原則的な配分基準:「経済実態をより適切に表す配分基準」
- 例外的な配分基準:現行の「資金収支内訳表の配分基準」  
(採用した配分基準を注記する)

### ■ 当分の間の取扱い

- 配分基準について、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間は、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する
- セグメント区分について、「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまでの当分の間の選択可能な取扱いとして、セグメント区分の①、③を集約可能とする
- 「経済の実態をより適切に表す配分基準」が策定できた段階で、上記(セグメント区分)(配分基準)記載の取扱いとする。ただし、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する

【出典】

## IV-8. セグメント情報(その3)

### ■ 開示科目

教育活動**収入計**

教育活動**支出計**

教育活動は収入計と支出計を開示  
(教育活動外と特別は収支差額のみ)

教育活動**収支差額**

教育活動外**収支差額**

経常**収支差額**

特別**収支差額**

基本金組入前当年度**収支差額**

基本金組入額合計

当年度**収支差額**

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.18、19

# IV-8. セグメント情報(その4)

参考資料3

## セグメント情報について

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

➤ セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分

【区分ア】

当分の間、選択可能 【区分イ】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

配分基準

原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定  
（技術的課題あり、検討に1年程度必要）

例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

➤ 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間

（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

区分	配分基準
【区分ア】 +	現行基準
選択可能 【区分イ】 +	現行基準

B 「経済実態をより適切に表す配分基準」  
策定後

区分	配分基準
原則 【区分ア】 +	新基準
例外 【区分ア】 +	現行基準

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.56

# IV-8. セグメント情報(その5)

## セグメント情報の開示イメージ (区分)

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

【区分ア】 原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校 ・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【区分イ】 例外的な集約可能範囲

※病院は「大学・短大・高専」に含む

部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校 ・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、【区分ア】の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、【区分ア】に移行

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.57

## IV-9. 子法人の注記

---

- 私学法施行規則に規定される子法人について記載する注記を新設
- 主な記載項目
  - ① 子法人の概要
  - ② 当学校法人と子法人の取引の関連図
  - ③ 子法人との取引の状況
  - ④ 子法人の債務に係る保証債務

子法人：学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの（改正私立学校法第31条第4項2号等）

今後、改正私立学校法施行規則において、子法人の定義を規定予定（学校法人が議決権の過半数を有する他の法人等を定め、現行の注記対象である学校法人の出資による会社や関係法人とは異なる定義となる予定）

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.24

## IV-10. 財産目録

- 学校法人会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める(※)
- 財産目録は以下の情報を開示する目的で毎会計年度において作成する
  - ・学校法人等全体の財産の状況
  - ・貸借対照表(収益事業に係る貸借対照表を含む)に含まれる資産及び負債の明細等
- 資産側に「収益事業会計資産」、負債側に「収益事業会計負債」の区分を設け、資産・負債ともに収益事業を区分する様式とする
- 収益事業元入金は、相殺対象となる収益事業の純資産が財産目録に表示されないものの、元入金と相殺したとみなし、財産目録には収益事業元入金を記載しない
- 資金貸付等、それぞれの資産・負債に表れる債権・債務にかかる内部取引については、相殺消去し、財産目録には資産・負債ともに記載しない

※計算書類の体系外であることは変わりません

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.28

## IV-11. 会計基準の特例(その1)

---

- 知事所轄学校法人については、現状の「知事所轄学校法人の特例」の取扱いを維持する  
ただし、文部科学大臣所轄学校法人等に区分される知事所轄学校法人については、特例の対象外とする
- 会計監査人を任意設置する知事所轄学校法人は「知事所轄学校法人に関する特例」の適用対象としない
- 準学校法人(※)については、知事所轄学校法人に該当することから、現行の「知事所轄学校法人に関する特例」と同様の特例を設ける

※準学校法人：専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人

---

【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.31

## IV-11. 会計基準の特例(その2)

### 【現行の知事所轄学校法人に対する特例(概要)】

特例の内容	高等学校を設置する知事 所轄学校法人	高等学校を設置しない知 事所轄学校法人	根拠条文
活動区分資金収支計算書 の作成省略	可	可	学校法人会計基準 第37条
基本金明細表の作成省略	不可	可	学校法人会計基準 第37条
徴収不能引当金の計上省 略	不可	可	学校法人会計基準 第38条
第4号基本金の全部又は 一部を組み入れない	不可	可	学校法人会計基準 第39条

#### 【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.32



## IV-12. 施行時期

---

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、1年程度の準備期間を置き、令和7年4月から施行する
- セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な改正を行うとともに、学校法人の準備期間を設ける

※令和7年度の予算は、新基準で作成することになります

---

【出典】

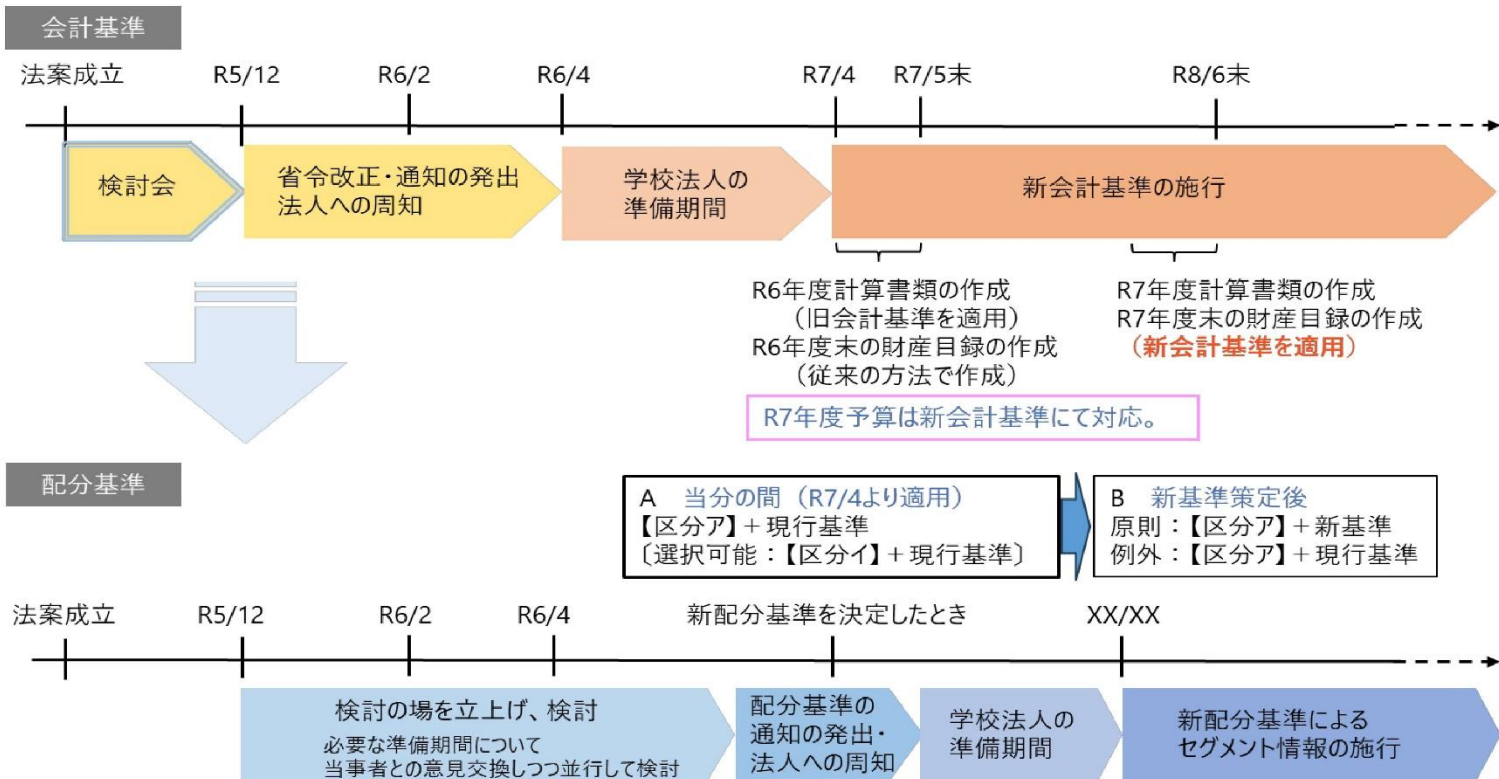
学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.34

# IV-13. スケジュール

## 学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール

学校法人会計基準在り方に関する検討会  
第8回 資料1-1 一部加筆修正

### スケジュール (イメージ)



【出典】

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書 P.58